

船橋市教育委員会よりモバイルルータの貸与について(お知らせ)

1人1台端末の持ち帰りに際し、インターネット環境がないご家庭には、モバイルルータを貸与します

1 貸与について

- (1) モバイルルータの貸与を希望される方は、担任までお知らせください。
- (2) 申請書をお渡ししますので、必要事項をご記入のうえ、担任へ提出してください。
- (3) 貸与の準備が整い次第、モバイルルータを貸与します。
- (4) 通信費は、ご家庭でのご負担になります。
- (5) 兄弟姉妹がいる場合でも、お子様1人に対して1台のモバイルルータを貸与します。
- (6) 原則として、貸与期間は、令和5年6月末日までとなります。(卒業時、転出時には、その都度モバイルルータは返却となります)

2 インターネット環境のない就学援助申請世帯について

就学援助を申請中の世帯(認定世帯を含む)については、申請期間から月5GB利用可能な通信機能付きモバイルルータを貸与します(教育委員会がお子様に貸与している1人1台端末でしか通信できません)。その場合も、申請書をお渡ししますので、担任までお知らせください。(就学援助の認定を受けられる見込みで申請したが認定されないときは、通信機能付モバイルルータの貸与対象ではなくなります。)

※ご不明な点とございましたら、学校までご連絡下さい。

坪井中学校
電話番号 047-466-3104